

食安輸発0817第5号
平成24年8月17日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(インド産養殖えび及びその加工品)

標記については、平成24年3月30日付け食安輸発0330第3号（最終改正：平成24年8月17日付け食安輸発0817第1号）にて通知したところです。

このたび、モニタリング検査において、インド産冷凍養殖えびからエトキシキンを検出したことから、同通知の別表1のインドの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
養殖えび及びその加工品（簡易な加工に限る。）		フラゾリドン	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	フラゾリドンが残留しているおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
養殖えび及びその加工品（簡易な加工に限る。）	<u>エトキシキン</u> にあつては <u>油</u> <u>ちよう</u> <u>された</u> <u>ものを</u> <u>除く。</u>	フラゾリドン エトキシキン	別表2の4によること。	フラゾリドン： 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。 エトキシキン： 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	フラゾリドンが残留しているおそれ及び <u>基準値</u> <u>(0.01ppm)</u> <u>を</u> <u>超える</u> <u>エトキシ</u> <u>キンが</u> <u>検出</u> <u>され</u> <u>る</u> <u>お</u> <u>それ</u> <u>が</u> <u>あ</u> <u>る</u> <u>た</u> <u>め。</u>

に改めるので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。